

中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 準備書の調査審議に係る意見の聴取について

1 意見陳述人

2名（意見陳述申出書の概要等は、表1を参照してください。）

2 陳述時間

1人あたり 10分以内

3 意見陳述の流れ

- (1) 意見陳述人に住所及び氏名を述べていただきます。
- (2) 会長の『どうぞ』という合図で計時を開始し、意見陳述を始めていただきます。
- (3) 開始から7分経過した時点で卓上ベルを1回鳴らします。
- (4) 開始から9分経過した時点で卓上ベルを2回鳴らします。
- (5) 開始から10分経過した時点で卓上ベルを3回鳴らしますので、直ちに意見陳述を終了していただきます。
- (6) 意見陳述の終了後、審査会は、意見陳述人に対して質疑をすることができます。
なお、意見陳述人は、審査会に対して質疑をすることができません。

4 注意事項等

- (1) 意見陳述人は、標記事業に係る環境影響評価準備書及び準備書意見見解書についての環境保全の見地からの意見以外の発言はできません。
- (2) 意見陳述を補佐するために必要な場合は、意見陳述人1人につき、1人の補佐人が認められています。ただし、補佐人は発言することができません。
- (3) 陳述内容の録音や録画等はありません。
- (4) 陳述内容は、個人情報伏せの上で審査会の会議録として公開されます。ただし、意見陳述人の住所は町名まで公開されます。
- (5) その他の注意事項等は「横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手続に係る実施要領」（別紙）に定めるところによります。

（裏面あり）

表 1 意見陳述の順番及び意見陳述申出書の概要

順番	陳述人	住所※	陳述しようとする意見の概要
1	陳述人 A	戸塚区 戸塚町	・「自然環境アセスメント技術マニュアル」によれば「写真を用いて現場の景観をできる限り再現する為には、写真の大きさや見る人間の眼と写真との距離も大きく関与してくる。実際には35mmレンズで撮影した写真では四つ切サイズに引き伸ばして約30cm程度離して見るのが妥当。」等と記述されているので、正しい景観評価が行えるよう同マニュアルに則したフォトモンタージュ（焦点距離35mm、四つ切サイズ）を提示して頂きたい。同様に、準備書P. 6. 11-35の「図6. 11-5、緑道内イメージ図」も提示して頂きたい。 ・31mの建物高さ及びまとまった研究棟配置が必要な理由を質問したことに対し、新しい薬を創出するためには多様な研究機能の配置とそれらが密接に連携できる環境整備等が必要であり、現在の計画を変更できないと回答があった。なぜ15mの高さの建物ではだめなのか。低くするとどのような不都合があるのか。また、研究棟の配置をまとめないと何が問題となるのか。明らかにして頂きたい。 ・現状計画では今までと比べて部屋からの眺望が著しく阻害されるため、西側敷地の研究棟（W-03、W-04、W-05）の高さをエントランスエリアと同じ15mとすることを要望した。事業者見解では、眺望を著しく阻害しない工夫を図るとの回答はあるが、これまでの対応に加えて更なる工夫をして頂けるようには思えない。事業者見解に記載された「a) 50m以上離す b) 前面部の高さを26mとする」という対応では十分でないとする。研究棟の壁が立ち上がりばかり圧迫感を感じる状態になることだけは避けて頂きたいので、西側建物（W-03、W-04、W-05）の高さをエントランスエリアと同じ約15mとすることを検討頂きたい。 （申出書には部屋からの眺望を示した写真20枚の添付あり。）
2	陳述人 B	戸塚区 戸塚町	・なぜはじめの建設予定地を西側敷地にしたのか。西側敷地周辺にはマンションが多数立地しており、住民の住環境に多大な影響を与えるので、理路整然とした理由がないならば、はじめの建設予定地は東側敷地に変更して頂きたい。 ・東側敷地のグラウンドはどういう扱いとなっているのか。東側敷地のグラウンドを西側敷地中央に配置すれば、東側敷地において研究棟を当初の建設計画通りに建設できるのではないのか。 ・東側敷地のグラウンドの調整池の役割と、西側敷地の緑道が調整池の役割を担うのが同等だということであれば、西と東を入れ替えても差し支えないのではないのか。

※本事業の対象地域は、戸塚区戸塚町、上倉田町、下倉田町です。

横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手續に係る実施要領

制 定 平成23年10月28日

(趣旨)

第1条 横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第30条第2項又は第59条第5項に基づく横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）による意見の聴取に関し、横浜市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(意見陳述の申出等)

第2条 規則第30条第1項の規定による申出は、意見陳述申出書（第1号様式）、若しくは、任意の様式に申出書様式に記載のあるすべての事項を記載した書面、又は横浜市電子申請・届出システムのいずれかにより行わなければならない。

2 意見陳述申出書の提出期間は、条例第30条第1項、第59条第4項の規定による縦覧期間とする。

(意見の聴取を行う者の選定等)

第3条 規則第30条第2項の規定による選定は、条例第30条第1項又は第59条第4項の規定により申出をした者のうちから選定する。

(1) 意見聴取の選定人数は、対象事業ごとに原則10名程度までとする。

(2) 申出をしたすべての者の陳述が困難であると審査会が認める場合、意見の要旨を同じくする者のうちから、それぞれ抽選により審査会が意見陳述人の選定を行うものとする。

2 規則第30条第4項の規定による通知は、意見陳述人選定結果通知書（第2号様式又は第3号様式）により行うものとする。

(意見の陳述の回数及び時間)

第4条 意見の聴取は原則審査会の会議1回の範囲内で行うこととする。

2 規則第30条第3項の規定による意見陳述の時間は、1人あたり10分以内とする。ただし、審査会は、必要に応じてこれと異なる時間を定めることができる。

(意見の陳述等)

第5条 意見陳述人は、発言をしようとするときは、審査会会長の許可を受けなければならない。

2 意見陳述人は、意見の陳述において、当該案件に係る環境保全の見地からの意見以外の事項を発言してはならない。

3 審査会会長は、意見の陳述が第4条第2項に定める陳述時間を超えたときは、その発言を禁止することができる。

4 審査会会長は、意見の陳述中に不穏当な言動があったときは、その言動を禁止するとともに、発言の撤回を求めることができる。

- 5 前2項において、意見陳述人が審査会会長の指示に従わない場合、審査会会長は、意見陳述人に退場を命ずることができる。
- 6 意見陳述人は代理人に意見を述べさせることができない。
- 7 意見陳述の順番は、原則として意見陳述申出書の提出順とする。

(質疑)

第6条 審査会は、意見陳述人に対し、質疑をすることができる。

- 2 意見陳述人は、審査会に対し質疑をすることができない。

(資料の使用等)

第7条 意見陳述の際に資料を使用する場合、意見陳述人は、自らの責任で資料を用意することとする。

- 2 意見陳述の際に配布した資料以外に掲示物等の資料又は電子データ等を使用する場合には、意見陳述人は、その原本又は写し等を審査会に対し提出する。

(補佐人)

第8条 意見陳述を補佐するため必要な場合は、意見陳述人1人につき、1人の補佐人を認めるものとする。

- 2 補佐人は発言することができない。

(録音、録画等の禁止)

第9条 意見陳述人又はその補佐人(以下「意見陳述人等」という。)が、意見陳述の内容の録音、録画等をすることは認めない。

(秩序維持)

第10条 意見陳述人等が酒気を帯びていると認められる場合、審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している場合には、審査会は意見の聴取を取りやめることができる。その場合、審査会会長は、当該意見陳述人等に対し、審査会会場への入室を禁じ、又は退場を命ずることができる。

- 2 意見陳述人等は審査会会場において、審査会の秩序を乱し、又は妨害となるような言動を行ってはならない。これに違反するとき、審査会会長は、当該言動を禁止し、これに従わないときは退場を命じることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月28日から実施する。